

「警報が発表・解除された場合の対応」(原則)

1 朝7時の時点

- ①波浪・高潮警報以外の暴風、暴風雪、大雪、大雨、洪水のいずれかの警報が、
- ②鳥取市北部または岩美町で発令されている場合は**臨時休校**とする。
- ③鳥取市南部、八頭町、智頭町、若桜町で①の警報が発令されている場合は、該当生徒のみ公認欠席扱いとする。

2 登校後

登校した後に、1の①の警報が発表または解除になった場合、学校で指示する。

3 適用期間

この対応の適用期間は、各年度協議して更新を確認したうえ、年度の終わりまでとする。

○「警報と臨時休校」

1 警報発表の目的

重大な災害が起こる恐れがある場合に、早めに警戒を促し、災害の予防・軽減を図る。

2 臨時休校の目的

予想される重大な災害による登下校途上の危険を回避するため。

3 臨時休校になった時の生徒の生活

臨時休校の目的に沿い、外出せず自宅で学習や手伝いをするなど、有意義な時間を過ごす。